

長崎市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎市景観条例施行規則（平成2年長崎市規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づいて、審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、次に掲げる場合には、規則第22条の規定により審議会の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

- (1) 市長から景観に係る事項について諮問があったとき。
- (2) 委員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったとき。

2 会長は、会議を招集しようとするとき、会議の日時及び場所を記載した書面に議案を添付して、会議の5日前までに委員に通知するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席することができないときは、会議開催日の開会までに、理由を付けてその旨を会長に届け出るものとする。

(代理出席)

第4条 規則第19条第2項第2号に掲げる者は、会長が特別の理由があると認めるときに限り、委任状を付して代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、特別の理由があると認める場合には、会長が会議に諮って非公開とすることができる。

(議長)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事)

第7条 都市計画部長は、会長の命により又は許可を得て、議案について報告し、又は説明し、若しくは意見を述べるることができる。

(答申書の作成)

第8条 審議会の議決に係る答申、建議等の処理は、会長が行うものとする。

(会議録)

第9条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員氏名
- (3) 議案名
- (4) 会議の要旨
- (5) その他必要と認める事項

3 会議録には、会長及び会長が指名した委員2人がそれぞれ署名するものとする。

(公印)

第10条 会長の公印は、別表のとおりとする。

附 則 (平成元年2月20日)

この要領は、会議で議決した日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

